

お客さま各位

京都北都信用金庫

## 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組みについて

京都北都信用金庫（理事長 藤原 健司）は、政府・産業界・金融界が連携して取組んでいる令和9年4月からの「手形・小切手機能の全面的な電子化」の実現に向けて、下記の施策を実施させていただきますのでお知らせします。

お客さまにおかれましては、「電子記録債権（でんさいサービス）」や「ビジネスバンキング」の利用といった電子的決済手段への移行をご検討くださいますようお願い申し上げます。ご不明な点等ございましたら、営業店窓口までお問い合わせください。

## 記

取組施策	実施日等	留意事項等
代金取立の一部受付終了	【実施済】 令和6年10月31日(木)	令和6年10月31日(木)をもって、令和9年4月以降を支払期日とする手形・小切手の代金取立を終了しました。
当座預金の新規口座開設終了	【実施済】 令和7年5月9日(金)	既存口座は引き続きご利用いただけます。
専用約束手形当座預金(マル専当座)の取扱い終了	令和8年2月27日(金)	すべての専用約束手形の決済が終了された場合は、マル専当座勘定取引(専用約束手形口用)の解約をお願いします。
「払戻請求書」による当座預金からの支払い開始	令和8年3月2日(月)	令和8年5月29日(金)をもって、手形・小切手帳の発行受付を終了することに伴い、小切手に代わる支払手段として払戻請求書による取扱いを開始します。ただし、小切手同様に口座開設店での取扱いに限ります。
手形・小切手帳の発行受付終了	令和8年5月29日(金)	令和8年5月29日(金)をもって、手形帳・小切手帳(自己宛小切手含む)の発行受付を終了します。 ※実施日時点で保有されているお手元の手形・小切手帳につきましては、以下に記載の最終振出期限までにご利用いただけます。
手形・小切手の最終振出期限	令和8年9月30日(水)	最終振出期限以降に振り出された手形・小切手は、当座預金からの支払いができません。
他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱いの受付終了	令和8年9月30日(水)	令和8年9月30日(水)をもって、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了いたします。

以上